

7月の安全運転のポイント 平成2年7月号

交通統計（公益財団法人交通事故総合分析センター発行）によると、ほぼ毎年、交通事故の4割近くは一般単路（単路のうちで、トンネル、橋、カーブ・屈曲を除いたもの）で発生しています。そこで、一般単路における周囲に応じた注意や死角に対する注意のポイントについてまとめてみました。

周囲に応じた注意

前車への注意

一般単路で最も多い事故は追突です。前車との車間距離をとらずに漫然と追従していると、前車が急な停止をしたときに追突する危険性が高まります。道路交通法第26条において「直前の車両等が急に停止したときにおいても、これに追突するのを避けることができるため必要な距離を保たなければならない」と定めてあります。十分な車間距離を保持するとともに、前車のウinkerやブレーキランプなどにもよく注意して、減速や停止を早めに把握するようにしましょう。



横断歩行者への注意

横断歩道のない場所でも、横断してくる歩行者は少なくありません。歩道や路側帯に歩行者が立っている場合などは、その動きによく目を配る必要があります。特に高齢歩行者は、車の速度や距離を見誤って横断してくることがありますから、特段の注意が必要です。

また、走行車両の通過直後に横断してくる歩行者もいます。この場合、自車線側からの横断（図1）と対向車線側からの横断（図2）がありますが、対向車線側からの横断による事故が多いといわれていますから、対向車線側の歩行者にもよく注意する必要があります。

図1

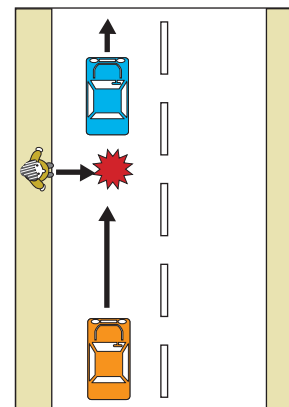
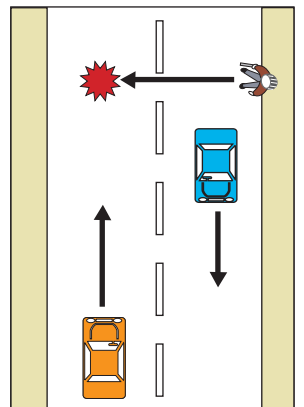


図2



自転車への注意

車道の左端を走行する自転車は、駐車車両などの障害物があると後方を確認せずに車道の中央寄りに進路を変更することがあります（図3）。歩道を走行している自転車の場合も、歩行者などを避けるために車道に出てくる場合があります（図4）。

自転車が走行しているときは、その先の状況にもよく目を配り、自転車の動きを予測した運転を心がけましょう。

図3

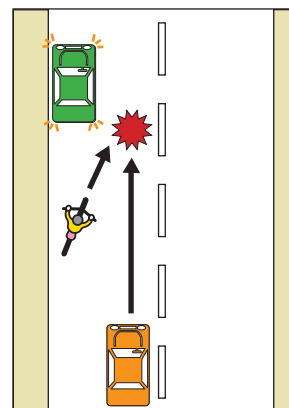
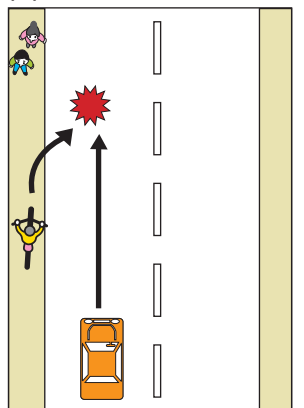


図4





単路に潜む死角に注意

大型車両が作る死角

トラックやバスなどの大型車の後方を走行すると、前方の道路状況が見えにくくなります。そのため交差点や横断歩道などの発見が遅れたり、信号が確認できずに赤信号で交差点に進入する危険があります。大型車の後方を走行するときは、前方の状況にきちんと対応できるよう車間距離を十分とるとともに、走行ポジションを左右にずらすなどして、前方の視界の確保に努めましょう。

なお、前方の状況が把握しにくいときは、路面標示や標識（図5）などにも目を配るとよいでしょう。そうすることで横断歩道や信号機があることを早めに把握することができます。

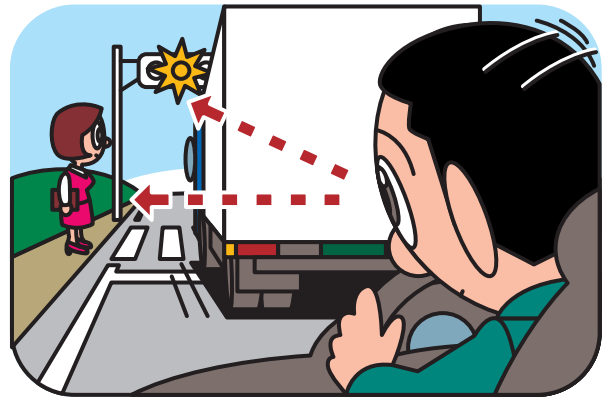


図5

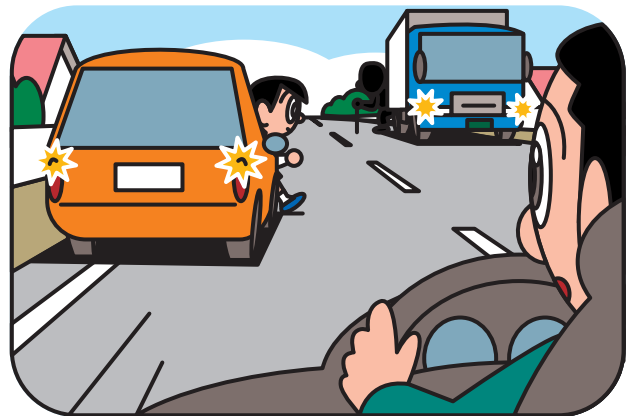
前方に横断歩道があることを示す路面標示

前方に信号機があることを示す標識



駐車車両が作る死角

路上に駐車車両があると、その向こう側が死角となり、道路を横断しようとする歩行者や自転車の発見が遅れやすくなりますから、駐車車両付近の状況によく注意する必要があります。特に道路の両側に駐車車両がある場合や駐車車両が連続している場合は、死角となる範囲が広くなり危険度が増しますから、そのような場所では速度を十分に落とすとともに、駐車車両の窓越しや車体の下などにも目を配って、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。



対向車線の渋滞車両が作る死角

対向車線が渋滞しているときは、渋滞車両の間から歩行者や自転車が道路を横断してくることがあります。特に渋滞車両が完全に停止しているときは、駐車車両が連続しているのと同じ状態になりますから、渋滞車両の間によく注意して走行しましょう。

自転車運転者講習制度の施行

信号無視や一時不停止などの危険行為を繰り返す自転車運転者に対して、講習の受講を義務づけた「自転車運転者講習制度」が平成27年6月1日に施行されました。

対象となるのは14歳以上で、自転車乗用時に右表に掲げる危険行為を3年間に2回以上反復した人です。

対象者には公安委員会から自動車運転者講習の受講命令が出され、この命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

対象となる14の危険行為

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断路切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反

「ご相談・お申込先」